

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年10月30日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成15年9月10日（水）に開催された砂防室、法務グループ及び竹原支局の協議内容を記録した文書のうち、砂防室〇〇主任主事が記録したと認められる文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示（以下「本件請求」という。）を請求した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年11月11日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年12月21日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 当該行政文書不存在通知書は、当然記録されているべき開取り（協議）内容を故意に隠匿するものである。
- (2) 本件処分に係る理由説明書では、当日の協議は、行政不服審査を処理するための手続、根拠規定等を東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「竹原支局」という。）担当者が審査庁に確認するものであった、とされているが、当該協議が行われたのは、審査請求書が提出されてから約2か月後であり、行政不服審査を処理するための手続等を2か月後の時点になってようやく確認したという説明は、常識はずれである。
- (3) 当該協議の目的は、弁明書の提出に当たっての事前打合せであるというのが真実で、処分庁が強行した裁量権の乱用に起因する不当な処分を擁護するため、審査庁自らが弁明書の内容を具体的に指示していたものであるにもかかわらず、虚偽の理由説明書をもって、本来は開示すべき協議内容の記録を隠匿した

ことは、条例に対する重大な違反行為である。

- (4) 竹原支局の〇〇管理係長が作成した当日の「聞取り等報告書」においては、①弁明書の内容・提出について打合せ、②事件の経過報告、③竹原市道路台帳の写し（原本証明付き）を入手し、証拠書類として添付することについてなどの協議内容が明記されている。
- (5) 審査庁である砂防室〇〇主任主事が記録したと認められる文書は、利害関係者である異議申立人にとって重大な証拠書類となることから、意図的に隠置したものであると考えられる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 背景となる事実

平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号で、広島県東広島地域事務所長が行った、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「管理条例」という。）第3条及び第4条に基づく砂防指定地内制限行為及び砂防設備占用許可申請に対する不許可処分について、平成15年7月15日付けで行服法第5条の規定に基づき広島県知事に対して審査請求があった。

2 本件処分の理由

砂防室は、砂防法（明治30年法律第29号）及び管理条例に関する事務を所掌しており、また上記1の審査請求について、審査庁としての事務を処理する部局であるが、所掌事務に関する協議、打ち合わせ及び相談などがあった時に、その内容の記録を作成するかどうかは、その必要に応じて、その都度担当者が判断している。

平成15年9月10日（水）に開催された、砂防室、土木建築総務室法務グループ（以下「法務グループ」という。）及び竹原支局の協議は、行政不服審査を処理するための手続、根拠規定等を竹原支局担当者が審査庁に確認するものであったため、審査庁側である砂防室においてその内容を記録して保管する必要はないと考えたことから、砂防室の担当者は記録書類を作成しなかった。

以上のとおり、本件請求に対する行政文書は不存在であるため、開示することができないとした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求文書は、特定日に開催された本庁の砂防室及び法務グループ並びに竹原支局の協議（以下「本件協議」という。）の内容を記録した文書のうち、本庁砂防室の特定の職員が記録したと認められる文書である。

当審査会が調査したところ、本件協議については、竹原支局の担当者が聞取り等報告書（以下「支局報告書」という。）を作成しており、それによると、本件協議は、本庁砂防室において、上記所属から各1名（計3名）が出席して行われ、その内容は、砂防指定地内制限行為及び砂防設備占用許可申請に対する不許可処分に対して提起された審査請求に係る手続において、竹原支局が審査庁から提出を求められた弁明書等について打ち合わせしたものであった。

支局報告書は異議申立人が別の開示請求で入手しており、本件請求は、協議者の一人である砂防室の職員が作成した記録の開示を求めるものであるが、実施機関はこれを作成していないとして、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件協議は、行政不服審査を処理するための手続、根拠規定等を竹原支局担当者が審査庁に確認するものであったため、審査庁側である砂防室においてその内容を記録して保管する必要はないと考えたことから、記録を作成しなかったと説明する。

協議した側の竹原支局においては、本庁への出張の復命を兼ねて支局報告書を作成したものと考えられるが、本件協議の内容は、竹原支局の担当者が事件の経過を報告したこと、弁明書の添付書類、提出日等の形式的な事項であり、協議を受けた側の砂防室の担当者が記録を残していなくても不合理であるとは認められない。

したがって、実施機関が本件請求文書を作成していないため、不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 25	・ 諮問を受けた。
16. 8. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 5. 31	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 6. 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 8. 1	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 8. 16	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 7. 29 (平成 26 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
26. 8. 27 (平成 26 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
松 本 亮	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授